第明三治十種二五郵年便三物月三十認二可日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

全国森林計画の概要の公表について（農林水産省）　一

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、会社更生、再生関係　五

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社工事一部完了、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　五

地方公共団体

行旅死亡人関係　三

会社その他

会社決算公告　五

官庁報告

官庁事項

全国森林計画の概要の公表について

森林法（昭和26年法律第249号）第４条第１項の規定に基づき、平成26年４月１日以降15年間を計画期間とする全国森林計画を策定したので、同条第10項の規定に基づき、その概要を次のように公表する。

平成25年10月16日　農林水産大臣　林　芳正

全国森林計画の概要

この全国森林計画は、森林・林業基本計画（平成23年７月26日閣議決定）に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。

この計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めている44の広域流域ごとに、森林の整備及び保全の目標並びに伐採立木材積、造林面積、林道開設量等に係る計画量を定めることとした。

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を表１のとおり定めた。

２　森林の整備に関する事項

⑴　森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

主伐、間伐、造林及び保育を実施するに当たっての基準を明らかにするとともに、計画期間中の伐採立木材積及び造林面積を表２のとおり計画した。

⑵　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域等の設定の考え方及び施業基準を定めた。

⑶　林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等路網の開設に当たっての基準を明らかにするとともに、その開設量を表２のとおり計画した。また、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずることを防ぐため、林産物の搬出方法を特定する森林の指定基準等を定めた。

⑷　森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化を図るため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、林業に従事する者の養成及び確保、作業システムの高度化、流通・加工体制の整備等について取組の方向を明らかにした。

３　森林の保全に関する事項

⑴　森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準、土地の形質の変更に当たって留意すべき事項等を定めた。

⑵　保安施設に関する事項

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、保安林として管理すべき面積及び治山事業の計画量を表２のとおり計画した。